雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百二十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項中「平成二十四年八月」を「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「二四・七二」を「二四・六四」に、「二一・七七」を「二一・七〇」に、「一八・五四」を「一八・四八」に、「一七・八九」を「一七・八三」に、「一七・六三」を「一七・五七」に、「一六・五六」を「一六・五一」に、「一五・五八」を「一五・五三」に、「一三・九四」を「一三・八九」に、「一二・五四」を「一二・五〇」に、「一一・三〇」を「一一・二七」に、「一〇・二〇」を「一〇・一七」に、「九・三四」を「九・三一」に、「八・四七」を「八・四五」に、「七・六三」を「七・六〇」に、「六・七五」を「六・七三」に、「五・九一」を「五・八九」に、「五・〇八」を「五・〇六」に、「四・四五」を「四・四四」に、「三・八五」を「三・八四」に、「三・二四」を「三・二三」に、「二・六一」を「二・六〇」に、「二・二二」を「二・二一」に、「二・〇〇」を「一・九九」に、「一・七三」を「一・七二」に、「一・六三」を「一・六二」に、「一・二八」を「一・二七」に、「一・二五」を「一・二四」に、「一・一八」を「一・一七」に、「一・〇五」と、」を「一・〇四」と、」に、「一・〇〇」を「〇・九九」に、「平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日　〇・九八」を「平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日　〇・九七」に、「〇・九七」を「〇・九六」に、

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇

を

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金及び平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金又は遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年七月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎